

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人高崎福社会

役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人高崎福社会（以下「法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員に対しての報酬等は、定款第 8 条及び第 21 条に定めるとおり無報酬とする。

- 2 職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）については法人役員旅費規程を準用する。

(公表)

第 4 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会及び理事会の決議によって行う。

附則

この規程は平成 29 年 12 月 21 日より適用する